○国土交通省告示第千九十五号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百六十八条の規定に基づき、液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部を改正する告示

液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示（昭和六十一年運輸省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第３　設計温度が－55℃未満－165℃以上の貨物タンク及び二次防壁（第三条及び第四条関係）

項目	要件			
厚さ	25mm以下			
化学成分、熱処理及び試験	設計温度（℃）	化学成分	熱処理	衝撃試験温度（℃）
	（略）			
	－165以上	オーステナイト系ステンレス鋼（日本産業規格G3127のSUS304，304L，316，316L，321及びJ347）	固溶化熱処理	－196
		高マンガンオーステナイト鋼	熱間圧延及び制御冷却	－196
	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）			

改正前

別表第３　設計温度が－55℃未満－165℃以上の貨物タンク及び二次防壁（第三条及び第四条関係）

項目	要件			
厚さ	25mm以下			
化学成分、熱処理及び試験	設計温度（℃）	化学成分	熱処理	衝撃試験温度（℃）
	（略）			
	－165以上	オーステナイト系ステンレス鋼（日本産業規格G3127のSUS304，304L，316，316L，321及びJ347）	固溶化熱処理	－196
	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）			

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千九十六号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び同法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第十二条第四項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を改正する告示

平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。